

完了検査も追加  
しました！

## 東日本大震災の被害者に係る確認検査申請手数料の免除について ふるさと復興等まちづくり支援事業（被災者住民支援型事業）

1 対象区域  
岩手県全域

2 免除する手数料  
「東日本大震災」により滅失、破損した住宅に代わるものとして行う「新築・増改築・移転又は大規模の修繕」に係る当センターの確認検査手数料。

3 免除を対象とするもの  
(1) 「東日本大震災」において住宅を被災したもの。（り災証明書（写）があるもの）  
(2) 免除を受けようする場合は、確認申請書又は完了検査申請書を提出する際に、併せて「確認申請手数料免除申請書」又は「完了検査申請手数料免除申請書」の提出を行うものとする。

4 免除の実施期間  
平成24年7月1日から平成27年3月31日まで

5 免除する住宅の手数料の額  
1件につき、次の表に掲げる額とする。

床面積の合計	免除する確認申請手数料の額	免除する完了検査手数料の額
30㎡以内のもの	8,000円	15,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	12,000円	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	18,000円	24,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	26,000円	33,000円
500㎡を超えるもの	免除対象外	免除対象外

※確認申請には計画変更を含む

6 書式  
・確認申請手数料免除申請書  
・完了検査申請手数料免除申請書

平成24年7月1日